

第7回線引き見直しに係る都市計画説明会概要

開催日時	①平成27年5月20日（水）午後6時～ ②平成27年5月22日（金）午後7時～
開催場所	①田端地域集会所 ②倉見地域集会所
参加人数	①27名 ②16名
質疑概要	<p>【Q】人口の伸びもなくなるので第6回線引き見直しが市街化に編入できる最後で、第7回線引き見直しのときは、保留設定はないと断言されていたがどうなっているのか？</p> <p>【A】第7回線引き見直しでは、茅ヶ崎都市計画として産業、人口ともに若干の伸びがある推計だったので保留を位置づけることができました。</p> <p>【Q】資料に田端西地区の計画的な産業系の誘導を図ると書いてあるが、新しい企業の誘致よりも、既存の企業を大事にするべきではないか？</p> <p>【A】現在、活動をしている企業を排他して、全く新しい企業を誘致しようとするものではありません。</p> <p>【Q】目標年次の推計人口が、茅ヶ崎都市計画で人口が1,500人増えているが、寒川町分は何人になるのか？市街化区域人口及び産業の規模についても寒川町分の内訳を教えてください。</p> <p>【A】寒川町分の推計人口は46500人です。産業の規模については内訳を示されていません。市街化区域人口は確認します。</p> <p>【Q】田端西地区の計画人口は100人ということだが、既存の人口が100程度なので、市街化区域になっても新たに住宅は建設できないのか？</p> <p>【A】計画人口が足かせになって住宅が建てられないということはありません。</p> <p>【Q】説明資料にある「口述の申し出」とはどんな事で、どこに何を提出するのか？</p> <p>【A】都市計画の素案に対して公聴会で意見を言う機会がありますが、その公聴会で述べる意見の要旨を書面で提出することです。周知についてはチラシを全戸配布する予定です。</p>